

青 警 本 運 免 第 1 3 0 5 号

平 成 2 9 年 3 月 2 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

高齢者講習実施要領の制定について

高齢者講習の実施については、「高齢者講習等実施要領の制定について」（平成26年5月21日付け青警本運免第214号。以下「旧通達」という。）により、運用してきたところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、高齢者講習が従前より高度化又は合理化されることから、所要の改正を行い、下記のとおり定め、平成29年3月12日から運用することとしたので、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

旧通達は、平成29年9月12日をもって廃止する。

なお、運転免許証の更新期間の満了する日が平成29年9月11日以前である者に対しては、旧通達により運用することとするが、改正法施行後に実施した高齢者講習の実施結果の報告及び登録については、本通達の第2の6(3)により実施すること。

担 当

運転免許課 講習係

別添

高齢者講習実施要領

第1 総則

1 目的

この要領は、青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第3項の規定により委託して行う法第108条の2第1項第12号に掲げる高齢者講習を適正、かつ、効果的に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 高齢者講習を実施するために必要な事務

高齢者講習を実施するために必要な事務は、青森県警察本部交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）が行うものとする。

3 受託者の申請、報告等の経由先

高齢者講習の受託者が公安委員会に対して行う申請、報告等は、すべて運転免許課長を経由するものとする。

第2 高齢者講習の基本的留意事項

1 高齢者講習指導員の要件等

(1) 高齢者講習指導員の要件

高齢者講習に従事する高齢者講習指導員は、委託講習等の実施に関する規則（平成23年12月青森県公安委員会規則第9号。以下「委託規則」という。）に定める要件を満たすものとする。

(2) 高齢者講習指導員の選任及び解任等

ア 高齢者講習指導員の選任

高齢者講習の受託者が高齢者講習指導員を選任したときは、委託規則第5条に定めるところによるものとする。

イ 高齢者講習指導員の解任等

高齢者講習指導員に係る解任等の手続きは、委託規則第6条に定めるところによるものとする。

2 高齢者講習の委託要件

公安委員会が高齢者講習を委託することができる法人は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第38条の3及び委託規則に定める委託要件を満たすものとする。

3 講習施設

受講者を収容可能な視聴覚教材を備えた教室、運転適性検査器材及び視野検査器材を備えた教室、実車講習が安全、かつ、適切に行うことができるコース等を整えている施設とする。

なお、70歳以上の高齢者を対象とするものであることから、受講者の移動が容易となるよう施設のバリアフリー化にも配慮すること。

4 講習用教材

府令第38条第12項第2号に定める教材は、次のとおりとする。

(1) 教本

高齢者講習で使用する教本は、別添1の内容について、まとめられたものを使用するものとする。

なお、教本の冊数については、原則として1冊とすること。規格については、講習終了後に持ち帰って、自宅又は自動車等に保管し、いつでも確認できるよう、分かりやすく使い勝手の良いものとする。

(2) 本県の交通実態に関する資料

高齢運転者の身体機能の低下が事故原因であると認められた青森県の事故事例を取り上げるなどの内容の資料を作成配付し、教本と併せた効果的な高齢者講習を実施すること。

(3) 視聴覚教材

加齢に伴う身体機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす可能性があること及び安全運転の必要性を理解させる内容のものを使用すること。

また、プロジェクター等の投影器材に加え、又はこれらに代えてテレビ及びDVDプレーヤー等適切な視聴覚器材を備え付けること。

(4) 自動車等

コース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査に基づく指導（以下「実車による指導」という。）ができるよう、所要の自動車等を必要数整備するものとする。

なお、整備する自動車等は、次表のとおりとする。

自動車等の区分	必要な装置等
大型自動車、中型自動車及び準中型自動車	補助ブレーキ等の装置を装備したもの
	マニュアル式及びオートマチック式のもの

普通自動車	に補助ブレーキ等の装置を装備したもの
大型自動二輪車及び普通自動二輪車	マニュアル式及びオートマチック式のもの
原動機付自転車	原則としてスクータータイプのもの

(5) 運転適性検査器材

自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（以下「運転適性検査器材による指導」という。）ができるよう、次に掲げる運転適性検査器材を整備すること。

- ア 動体視力の変化を測定する動体視力検査器
- イ 夜間視力の変化を測定する夜間視力検査器
- ウ 水平方向の視野の範囲を測定する視野検査器

(6) 録画装置

実車による指導状況を記録できるよう、録画装置を整備すること。

(7) 映像再生機材

映像を用いた指導ができるよう、映像再生機材を整備すること。

5 講習実施上の留意事項

(1) 講習の実施区分

ア 講習区分

高齢者講習は、府令第38条第12項第2号の表の1の項の第1欄及び同表の2の項の第1欄に定める講習（以下「75歳未満及び75歳以上（第3分類）の講習」という。）、同表の3の項の第1欄に定める講習（以下「75歳以上（第1分類及び第2分類）の講習」という。）及び同表の4の項第1欄に定める講習（以下「臨時高齢者講習」という。）に区分して行うこと。

イ 講習日、講習時間

(ア) 講習日

講習日の設定に当たっては、高齢者の利便性に配慮すること。特に、臨時高齢者講習については、臨時高齢者講習通知書の通知を受けてから1か月を超えることとなるまでに受けなければならない（法第101条の7第6項）ことから、速やかな受講が可能となるように配慮すること。

(イ) 講習時間

講習時間は、75歳未満及び75歳以上（第3分類）の講習あつては2時間（小型特殊免許のみを受けている者（以下「小特のみ保有者」という。）は1時間）、75歳以上（第1分類及び第2分類）の講習にあつては3時間（小特のみ保有者は2時間）、臨時高齢者講習については2時間（小特のみ保有者は1時間）とすること。

(2) 学級編成等

ア 学級編成の基本

1 学級の編成は、講習効果の上がるよう適正な人数で編成することとし、運転適性器材による指導及び実車による指導については、免許の種類に応じ四輪車又は二輪車ごとに実施し、1グループ3人以内とすること。

イ 高齢者講習指導員の配置

1 学級につき高齢者講習指導員1人を配置することとし、運転適性検査器材による指導及び実車による指導については、1グループにつき高齢者講習指導員1人が担当すること。

なお、双方向型講義については、高齢者講習指導員1人で6人まで担当することができるものとする。

ウ 運転頻度等問診票の作成

講習に際して、受講者の日常の運転頻度等を把握するため、「運転頻度等問診票」（別記様式1）を受講者に問診するなどの方法により作成し、受講者に応じた車種の選定や運動機能に関する課題の選定、各講習科目における指導に活用すること。

(3) 講習の方法

受託者は、別添2「高齢者講習実施基準」の別表1「高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」（75歳未満及び75歳以上（第3分類）の講習）、別表2「高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」（75歳以上（第1分類及び第2分類）の講習）、別表3「高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」（臨時高齢者講習）又は別表4「高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」（合同講習）に準拠し、本県の実態に即して重点を選定するなど、実質的效果の上がる講習を行うものとするが、その際、次の事項に配慮すること。

ア 双方向型講義

双方向型講義においては、講習指導員が主体となって講義を進めつつ、安全運転・危険予測等に関する質問や講義内容の修得に関する確認を行うなど、受講者の理解度や認知機能の状況に応じ、講義内容が受講者に浸透するような指導に配慮すること。また、加齢に伴う身体機能の変化についての理解を深めさせるとともに、地域における交通事故実態、改正が行われた道路交通法令及び高齢者の交

通事故の特徴と防止策について、教本及び視聴覚教材等を活用して分かりやすい講義を行うこと。

イ 運転適性検査器材による指導

(ア) 指導方法

運転適性検査器材による指導は、運転適性検査器材を使用し、受講者全員に検査を行い、検査結果に応じた指導を行うこと。指導に際しては、運転適性検査器材の用途を受講者に対して説明する等、指導の趣旨が良く理解されるように配慮すること。

なお、指導に当たっては、他の受講者が測定を行っている時間についても有効に活用すること。

(イ) 検査結果の取扱いと保存

検査結果は、受講者に通知するとともに、次回の講習の際の指導にも活用できるように保存に努めること。

ウ 実車による指導

(ア) 実施対象

実車による指導は、小特のみ保有者以外に対して実施すること。

(イ) 実車による指導の場所

原則としてコースにおいて行うこと。ただし、コースにおいて実施することが困難な場合、又は講習効果が高いと認められる場合には、降雪、積雪等の道路環境の安全性について十分確認を行った上で、道路又はその他適切な場所において行っても差し支えない。

(ウ) 講習用車両

a 受講者が保有する免許の種類に対応する自動車等を使用すること。ただし、対応する自動車等が整備されていない場合は、次の措置をとることができるものとする。

(a) 大型免許保有者は、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。

(b) 中型免許保有者は、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。

(c) 準中型免許を保有する者は、普通自動車を使用すること。

(d) 大型自動二輪免許を保有者は、普通自動二輪車を使用すること。

(e) 大型特殊免許保有者は、四輪運転シミュレーター又は原動機付自転車で行うこと。ただし、やむを得ない場合は模擬運転装置を使用して対応すること。

(f) 小型自動車、自動三輪車等限定付普通免許の保有者は、四輪運転シミュレーターで行うこと。ただし、やむを得ない場合には模擬運転装置を使用

して対応すること。

- b 講習用車両について、日常使用している種類のものを希望する者については、講習用車両の中から、取得している免許の種類に応じた車両を選択することができるものとする。

- c 車両の持ち込み

- (a) 四輪車

四輪車の持ち込みは、グループ指導であることから原則として行わないこととする。ただし、身体障害等やむを得ない事情がある場合で、受講者からの申し出があり、車両の持ち込みによる指導を行うことについて他の受講者に支障がなく、かつ、安全性の問題がない場合には、車両の持ち込みを認めても差し支えない。

- (b) 二輪車

二輪車の持ち込みについては、これを認めることとする。

- (c) 車両持ち込みに際しての留意事項

車両持ち込みの受講者には、車両を持ち込んだ場合であっても、手数料は変わらない旨あらかじめ教示し、無用のトラブルがないように配慮すること。

- d 講習用車両には、「講習中」である旨を表示する標識を見やすい位置に掲示すること。

- (e) 実施方法

- a 実車による指導は、別に定める「高齢者講習における実車指導要領」に基づき実施し、受講者個人ごとに「運転行動診断票」(別記様式2)を作成し、これにより指導を行うこと。
 - b 録画装置等を使用し、実車による指導の状況を記録すること。

- (f) 実車の運転に支障のある場合

受講者の体調、技能、悪天候等により、実車による指導が困難な場合には、シミュレーターでの代替措置を採る等、できる限り受講者に運転操作の指導が行えるよう努めること。

- (4) 個人指導等

- ア 個人指導

75歳以上(第1分類及び第2分類)の講習及び臨時高齢者講習においては、実車による指導において記録した映像を活用しつつ、双方向型講義の受講状況や運転適性検査器材による指導状況等を踏まえ、受講者個々の能力等に応じた指導を実施すること。したがって、個人指導は講習の最後(映像教養を除く。)に実施すること。

イ 映像教養

加齢による身体機能の変化や危険予測等を内容とする映像教材を視聴させることによる教養を実施すること。

(5) 75歳以上の講習における留意事項

ア 認知機能検査の結果に基づく講習の実施

更新期間が満了する日等における年齢が75歳以上の者（以下「75歳以上の受講者」という。）に対する講習においては、認知機能検査の結果に基づく講習を行うこととされており、主として実車による指導及び個人指導において、これらが行われるが、双方向型講義その他の講習方法においても認知機能検査の結果を踏まえた講習の実施に努めること。

特に、小特のみ保有者に対しては、実車による指導がないことから、個人指導において指導すること。

イ 認知機能検査の結果に関する秘密の厳守

法第108条の2第4項により、高齢者講習の実施の委託を受けた者は、認知機能検査の結果について守秘義務を負うことから、講習においては、他の受講者に認知機能検査結果が明らかとならないよう言動に留意すること。

特に、実車による指導では、認知機能検査の結果により指導内容が異なることから、同乗する他の受講者に認知機能検査の結果が分かるような指導とならないように配慮すること。

(6) 講習手続

ア 講習通知

(ア) 75歳未満及び75歳以上（第3分類）の講習並びに75歳以上（第1分類及び第2分類）の講習の通知

公安委員会は、免許証の有効期間が満了する190日前に、講習対象者に別に定める「高齢者講習通知書」及び「認知機能検査通知書兼高齢者講習通知書」を郵便シール式（3面圧着式）により通知するものとする。

(イ) 臨時高齢者講習の通知

公安委員会は、内閣府令で定める基準に該当する者に対し「臨時高齢者講習通知書」を封書で、かつ、配達証明郵便により通知するものとする。

イ 講習受講申請書の受理

受託者は、受講対象者から講習の申込みを受けたときは、「高齢者講習受講申請書」（青森県道路交通規則（平成10年9月青森県公安委員会規則第7号。（以下「県規則」という。）別記様式第35号）を提出させ、次の事項を確認し、受理するものとする。また、臨時高齢者講習の受講対象者から講習の申込みを受けたときは、高齢者講習受講申請書を提出させるものとする。

なお、高齢者講習受講申請書を受理したときは、「高齢者講習受講申込受理簿」（別記様式３）を作成し、保管すること。

（ア）受講者の確認

受講に際しては、講習通知書、免許証等により受講者であることを確認するとともに、75歳以上の受講者については、「認知機能検査結果通知書」により認知機能検査を受けていることを確認すること。

（イ）高齢者講習受講申請書の確認

記載内容及び青森県収入証紙の貼付額を確認すること。

ウ 高齢者講習終了証明書の交付等

（ア）高齢者講習終了証明書の交付

高齢者講習を終了した者に対しては、「高齢者講習終了証明書」（府令別記様式第22の10の7）を交付する（府令第38条第16項）とともに、更新時の高齢者講習を終了した者に対して高齢者講習終了証明書を交付する際に、更新申請書又は免許申請書に高齢者講習終了証明書を添付しなければならない（府令第29条第4項、第18条第4項）ことを教示すること。また、臨時高齢者講習を終了した者に対しては、高齢者講習終了証明書を交付するものとする。

なお、高齢者講習終了証明書の副本を作成し、保管するものとする。

（イ）高齢者講習終了証明書交付簿への記載

受託者は、終了証明書を交付した場合は、「高齢者講習終了証明書交付簿」（別記様式４）に必要な事項を記載し保管するものとする。

エ 特定失効者及び特定取消処分者に対する取扱い上の配意事項

（ア）講習受講申請の場合

特定失効者及び特定取消処分者から問い合わせ等があった場合には、高齢者講習の受講対象者は、免許申請書を提出した日における年齢が、それぞれ70歳以上75歳未満、又は75歳以上の者であることを確実に確認すること。

（イ）免許申請の場合

特定失効者及び特定取消処分者が、免許申請を行うために必要な高齢者の受講は、免許申請書を提出した日前1年以内に受けたものでなければならないことから、免許申請があった場合は、終了証明書により確実に受講日を確認すること。

（7）その他

ア 受講者の緊張感を和らげる配意

受講者は、一般に講習を受講することが不慣れであることを念頭に置き、講習中はもちろん、受付時から講習終了まで、受講者の心情に配意した対応に努めること。

特に、実車による指導や運転適性検査器材による指導の際には、受講者を不必要に緊張させることのないよう特段の配慮を行うこと。

イ 聴覚障害者への対応

聴覚障害者が受講する場合の配慮事項は、概ね次のとおりとするが、これに限定することなく、講習効果の上がる講習の実施に努めること。

- (ア) 講習に際しては、要約筆記者等の同席や聴覚障害者の席順等について配慮すること。また、講習内容の説明資料等の配布や字幕付き映像資料等の活用に努め、字幕が入っていないビデオ教材等を使用する場合は、教材のあらすじを事前に配布するなど、映像の内容を理解できるようにするための措置を講じること。
- (イ) 実車による指導にあつては、特に普通自動二輪車又は原動機付自転車を使用する講習において、聴覚障害及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

ウ 事故防止等

(ア) 事故防止

受講者は70歳以上の高齢者であり、身体的機能に個人差が見られたり、中にはペーパードライバーもいることから、講習中の事故防止に万全をを期するため、講習指導員に特段の配慮をさせるとともに、特に二輪車の実車による指導に際しては、ヘルメット、プロテクター、手袋等を確実に着用させること。

(イ) 保険加入

講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入すること。

6 報告及び登録

(1) 高齢者講習実施計画書の策定と報告

公安委員会は、高齢者講習における各教習所の月間の実施目標回数を作成し、受託者に示すこととする。

なお、受託者は、公安委員会が示した月間の実施目標回数に基づき、「高齢者講習実施計画書」（委託規則別記様式第25号）により、毎月25日までに、翌月の実施計画を策定し公安委員会に報告すること。

(2) 講習実施結果の報告等

ア 講習実施結果の報告

受託者は、講習を実施した場合は、その都度、「高齢者講習実施結果報告書」（委託規則別記様式第26号）に「高齢者講習受講申請書」（県規則別記様式第35号）

を添付の上、公安委員会に報告するものとする。

イ 特異事項の報告

受託者は、次の特異事項が発生した場合には速やかに公安委員会に報告すること。

(ア) 講習中に交通事故等が発生した場合

(イ) 免許の欠格事由に該当する疑いのある者を発見したとき

(3) 講習実施結果の登録

公安委員会は、75歳以上の受講者に係る更新時の高齢者講習及び臨時高齢者講習実施結果の報告を受けたときは、別に定めるところにより、運転者管理システムに確実に登録すること。

7 備付簿冊

受託者が備付けなければならない簿冊は、次表のとおりである。

番 号	備 付 簿 冊	保存年限	備 考
1	高齢者講習指導員名簿	1 年	異動の都度加除訂正
2	講習指導員選任報告書(控)	1 年	
3	講習指導員等解任等届出書(控)	1 年	
4	高齢者講習受講申込受理簿	1 年	
5	高齢者講習終了証明書交付簿	1 年	
6	高齢者講習終了証明書(副本)	1 年	
7	高齢者講習結果報告書(控)	1 年	

別添 1

1 最近における道路交通法令の改正の概要

最近 5 年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。その際、高齢運転者に関するものは、詳細に解説すること。

2 最新の車両技術の活用方法・使用時の注意事項

カーナビゲーション装置、ノンストップ自動料金支払いシステム(E T C)、電気自動車・ハイブリッド自動車、先進安全自動車(A S V)及び横滑り防止装置等の最新の車両技術について、イラスト等を用いて解説すること。その際、それらの車両技術の仕組みを踏まえた運転時の注意事項についても言及すること。

3 交通公害、地球温暖化の防止等

交通公害、地球温暖化の防止等について、「エコドライブ10のすすめ(エコドライブ普及連絡会策定)」等の最新の内容を中心に解説すること。

4 安全な運転に必要な実践的な知識

高齢運転者に多い交通事故の特徴を踏まえて、その防止方策等を中心に以下の項目について、イラスト等を用いて解説すること。

(1) 危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置が採れるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

(2) 危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを元に、人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が、次にどのような行動をするかを、その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

(3) 死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

5 高齢運転者の安全に関する知識(高齢運転者の運転特性)

(1) 一般的特性

一般の道路や高速道路等の自動車専用道路における高齢運転者の事故傾向(含む自転車等の事故傾向)、運転特性について解説すること。その際、高齢運転者が運転する

上での留意点についても言及すること。

(2) 視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力（①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差、④順応と眩惑^{げん}）について、イラスト等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

(3) 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

(4) 病気と加齢

高齢者に比較的多く発症する病気の症状についてイラスト等を用いて解説すること。その際、運転行動との関係についても言及すること。

6 飲酒運転の根絶

体内におけるアルコールの分解の基礎知識、飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取組み等について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

7 事故時の対応と応急救護処置

負傷者の救護(119番への通報含む)、道路の危険防止、警察への通報について、イラスト等を用いて解説するとともに、財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生(そせい)法委員会策定の「救急蘇生(そせい)法の指針(市民用)」に基づいた応急救護処置及び一時救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。

8 高齢運転者と免許制度

高齢者講習、講習予備検査、臨時適性検査、免許証の返納制度及び運転経歴証明書の概要や目的等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、高齢者講習の受講期間等についても言及すること。

9 「交通の方法に関する教則」

「交通の方法に関する教則」(昭和53年国家公安委員会告示第3号)(第2章及び3章を除く。)の内容を、イラスト等を用いて記載すること。

10 その他

(1) メモ欄等

受講者が自らの運転状況について振り返る際に役に立つような、ヒヤリ・ハット体験、違反・事故等を記録することができるメモ欄等を設けること。

(2) 交通事故情勢等に応じたトピックの記載

その時々の交通情勢で自転車の通行モラルや事故の増加に関するものや交通弱者の保護に関するものなどを必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

高齢者講習実施基準

青森県警察本部交通部 運転免許課

別表1 「高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」(75歳未満及び75歳以上(第3分類)の講習)

講 習 科 目	講 習 細 目	講 習 方 法	留 意 事 項	講 習 時 間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴 (3) 申請取消制度や各種支援制度	双方向型講義 教本、視聴覚教材等	○ 都道府県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴をとらえて資料化し、事故事例と併せて説明する。 ○ 申請取消制度や都道府県の実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続について説明する。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	
4 運転適性についての指導①	(1) 運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	30分
5 運転適性についての指導②	(1) 実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用についても指導する。 ○ ドライブレコーダー等の録画記録装置を車両等に設置して運転状況を記録すること。 ○ 必要に応じて、記録した映像を確認しながら、指導を行うこと。	60分
講習時間合計 (小特のみ保有者は、1～4までの受講とし、講習時間は60分とする。)				120分

※ 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表2 「高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」(75歳以上(第1分類及び第2分類)の講習)

講 習 科 目	講 習 細 目	講 習 方 法	留 意 事 項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴 (3) 申請取消制度や各種支援制度	双方向型講義 教本、視聴覚教材等	○ 都道府県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴をとらえて資料化し、事故事例と併せて説明する。 ○ 申請取消制度や都道府県の実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	
3 安全運転の知識	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識		○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	
4 運転適性についての指導①	(1) 運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	30分
5 運転適性についての指導②	(1) 実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、認知機能検査の結果に基づき、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用についても指導する。 ○ ドライブレコーダー等の録画記録装置を車両等に設置して運転状況を記録すること。	60分
6 総合的な安全指導	(1) 運転行動に関する個別具体的な指導等	個人指導 実車による指導の状況を記録した映像、教本等	○ 個人指導は1人あたり30分以上とし、個別面接の方式により、個々具体的な運転行動等について説明する。 ○ 実車による指導の状況を記録した映像等を活用し、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動や、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を客観的に認識させ、個々具体的に指摘・指導を行う。 ○ 講習全般における受講状況を踏まえ、安全運転に関する指導を行うとともに、代替移動手段や都道府県の実態に応じた高齢者支援制度等の教示を行う。	30分
	(1) 身体機能の低下が運転に及ぼす影響等 (2) 危険予測と回避方法等	映像教養 視聴覚教材等	○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的な危険場面を示	30分

			して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	
講習時間合計 (小特のみ保有者は、1～4及び6の受講とし、講習時間は120分とする。)				180分

※ 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表3 「高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」(臨時高齢者講習)

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			60分
1 運転適性についての指導	(1) 実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用についても指導する。 ○ ドライブレコーダー等の録画記録装置を車両等に設置して運転状況を記録すること。	
2 総合的な安全指導	(1) 運転行動に関する個別具体的な指導	個人指導 実車による指導の状況を記録した映像、教本等	○ 個人指導は1人あたり30分以上とし、個別面接の方式により、個々具体的な運転行動等について説明する。 ○ 実車による指導の状況を記録した映像等を活用し、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動や、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を客観的に認識させ、個々具体的に指摘・指導を行う。 ○ 講習全般における受講状況等を踏まえ、安全運転に関する指導を行うとともに、代替移動手段や都道府県の実態に応じた高齢者支援制度等の教示を行う。	30分
	(1) 身体機能の低下が運転に及ぼす影響等 (2) 危険予測と回避方法等	映像教養 視聴覚教材等	○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的な危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	30分
講習時間合計 (小特のみ保有者は、2の受講とし、講習時間は60分とする。)				120分

※ 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表4 「高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」(合同講習)

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴 (3) 申請取消制度や各種支援制度	双方向型講義 教本、視聴覚教材等	○ 都道府県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴をとらえて資料化し、事故事例と併せて説明する。 ○ 申請取消制度や都道府県の実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。	
2 運転者の心構えと	(1) 安全運転の心構え		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払	

義務	(2) シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続について説明する。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	
4 運転適性についての指導①	(1) 運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	30分
5 運転適性についての指導②	(1) 実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用についても指導する。 ○ ドライブレコーダー等の録画記録装置を車両等に設置して運転状況を記録すること。 ○ 必要に応じ、記録した映像を確認しながら、指導を行うこと。	60分
6 総合的な安全指導	(1) 運転行動に関する個別具体的な指導	個人指導 実車による指導の状況を記録した映像、教本等	○ 個人指導は1人あたり30分以上とし、個別面接の方式により、個々具体的な運転行動等について説明する。 ○ 実車による指導の状況を記録した映像等を活用し、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動や、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を客観的に認識させ、個々具体的に指摘・指導を行う。 ○ 講習全般における受講状況等を踏まえ、安全運転に関する指導を行うとともに、代替移動手段や都道府県の実態に応じた高齢者支援制度等の教示を行う。	30分
	(1) 身体機能の低下が運転に及ぼす影響等 (2) 危険予測と回避方法等	映像教養 視聴覚教材等	○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	30分
講習時間合計 (75歳未満及び75歳以上（第3分類）の講習受講者は、1～5までの受講とし、講習時間は120分とする。) (75歳未満及び75歳以上（第3分類）の講習受講者（小特のみ保有者）は、1～4までの受講とし、講習時間は60分とする。) (75歳以上（第1分類及び第2分類）の講習受講者は、1～6までの受講とし、講習時間は180分とする。) (75歳以上（第1分類及び第2分類）の講習受講者（小特のみ保有者）は、1～4及び6の受講とし、講習時間は120分とする。) (臨時高齢者講習受講者は、5及び6の受講とし、講習時間は120分とする。) (臨時高齢者講習受講者（小特のみ保有者）は、6の受講とし、講習時間は60分とする。) 				180分

※ 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

運転頻度等問診票

実施機関名 ()

受講者名		生年月日	年 月 日生	指導員名	
------	--	------	--------	------	--

各質問に対して、該当する☐にチェックして下さい。(例：☒)

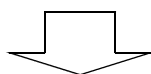
1 あなたがお持ちの免許はどれですか

☐大型 ☐中型 ☐準中型 ☐普通 ☐大特 ☐大二輪 ☐普二輪 ☐原付

2 あなたは平素どのくらい自動車・バイクを運転しますか

☐ 毎日運転している。目的【 ☐仕事 ☐通勤 ☐買い物 ☐通院 ☐家族の送迎☐その他 】☐ ときどき (☐月 ☐週 回くらい) 運転している。目的【 ☐仕事 ☐通勤 ☐買い物 ☐通院 ☐家族の送迎☐その他 】(※注 には概ねの回数を記入して下さい。)☐ 全く運転しない。理由【 ☐家族の運転 ☐鉄道、バス、タクシー利用 ☐自転車 ☐徒歩☐その他 】

裏面の質問にもお答え下さい。



【裏面】

3 あなたが平素運転している車はどのような車ですか

☐大型・中型のバス・トラック ☐準中型トラック ☐普通乗用車 ☐軽四自動車

☐大型・中型バイク ☐カブ・スクーター ☐小型の耕耘機・トラクター

☐なし

4 実車指導で使う車で、ご希望の車種はどれですか

☐マニュアル自動車 ☐オートマチック自動車 ☐原動機付自転車

5 自動車の運転について、どうお考えですか

(1) 運転は (☐好き ☐嫌い)

(2) 運転に自信が (☐ある ☐ない)

6 最近（1年以内）、運転中の事故やヒヤリ体験がありましたか

☐交通事故を起こした ☐ヒヤリ体験がある ☐なし

7 あなたが車を運転できない時、替わりの移動手段はありますか

☐家族の運転 (☐妻 ☐子 ☐その他) ☐友人 ☐列車・バス

☐その他 ()

8 あなたは、次の場合又は、次の場所を運転することがありますか

☐体調がすぐれないとき ☐夜間 ☐悪天候時 ☐不慣れな道路 ☐狭い道

☐混雑した道路（駅前等） ☐高速道路 ☐長時間・長距離 ☐渋滞時

運転行動診断票（高齢者講習用）

実施機関名（ ）

受講者名		生年月日	年	月	日生	指導員名	
------	--	------	---	---	----	------	--

課題	項 目	第 3 分類・ 75歳未満	第 1 分類・第 2 分類			備 考
信号機のある交差点	信号機手前での減速	☐	1	2	3	
	信号の確認	☐	1	2	3	
	信号に従った運転	☐	1	2	3	
	特記事項					
一時停止標識のある交差点	交差点手前での徐行	☐	1	2	3	
	一時停止標識の確認	☐	1	2	3	
	確実な停止	☐	1	2	3	
	停止位置	☐	1	2	3	
	交差道路の安全確認	☐	1	2	3	
	二段階停止	☐	1	2	3	
	特記事項					
進路変更	合図の有無	☐	1	2	3	
	合図の時期	☐	1	2	3	
	安全確認	☐	1	2	3	
	緩やかな進路変更	☐	1	2	3	
	特記事項					
カーブ走行	カーブ手前での減速	☐	1	2	3	
	曲り具合に応じた速度	☐	1	2	3	
	ふらつきのない運転	☐	1	2	3	
	正しい運転姿勢	☐	1	2	3	
	特記事項					
講 評						

注 1 できた項目にチェック（✓）を入れる。第 1 分類・第 2 分類における数字は、繰り返し実施した回数を示し、実施している回数のところにチェックを入れる。

注 2 網掛け部分は、特に重要な指導項目を示し、第 1 分類・第 2 分類の繰り返しの目安とする。

注 3 実施できなかった（しなかった）課題については、斜線を引き抹消すること。

注 4 実車指導終了後、75歳以上は第 1 分類・第 2 分類・第 3 分類のいずれかに○印をすること。

高 齡 者 講 習 受 講 申 込 受 理 簿

[illegible]

別記様式 4

高 齡 者 講 習 終 了 証 明 書 交 付 簿

[illegible]